

# 電気通信紛争処理委員会

主管省及び庶務担当部局課 総務省電気通信紛争処理委員会事務局

電話番号 (03) 5253-5686

ホームページ

[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hunso/index.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/index.html)

根拠法令 電気通信事業法第144条

設置年月日 平成13年11月30日

所掌事務

1. 電気通信事業者間の接続に関する紛争、ケーブルテレビ事業者と地上テレビジョン放送事業者との間の再放送の同意に関する紛争等に対し、あっせんや仲裁を実施すること
2. 総務大臣が、接続協定に関する協議命令や裁定、再放送の同意に関する裁定、業務改善命令などの行政処分を行う際、総務大臣から諮問を受け、審議・答申を行うこと
3. あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勧告を行うこと

分科会等<分科会> なし

<部会> なし

委員<定数> 5人 

電気通信事業、電波の利用又は放送の業務に関して優れた見識を有する者
-----------------------------------

うち常勤 なし（2人以内を常勤とすることができる）

<任期> 3年

<氏名> ◎田村 幸一（弁護士、元高松高等裁判所長官）  
荒川 薫（明治大学総合数理学部長・教授）  
小野 武美（東京経済大学経営学部教授）  
小塚 莊一郎（学習院大学法学部教授）  
三尾 美枝子（弁護士）

### 諮問・答申事項等

#### <諮問・答申>

- ・日本通信株式会社からの申請を受けた株式会社NTTドコモとの卸電気通信役務の提供に関する裁定（R2.2.4 諮問、R2.6.12 答申）